

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成25年11月6日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
曲げわっぱと忠犬ハチ公の故郷大館 市有林 J-VER プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	秋田県大館市(アキタケンオオダテシ)		印
住所	秋田県大館市字中城 20 番地		
代表者氏名	小畑 元	代表者役職	
担当者氏名	近藤 佑祐	担当者 所属部署・役職	産業部商工課・主任主事
担当者 E-mail	yusuke -kondo@city.odate.lg.jp	担当者電話番号	0186-43-7071
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	秋田県大館市		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	秋田県大館市(アキタケンオオダテシ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	株式会社 JACO CDM		
検証機関名	株式会社 JACO CDM		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0103
プロジェクト登録日	2011年4月27日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>(目的)</p> <p>当該プロジェクトの目的は、大館市森林施業計画および森林経営計画に基づいた市有林における間伐の実施による森林計画の推進を図るとともに、CO2 吸収量の増加を促進する。J-VERクレジットの追加資金を活用することにより、作業道の整備や間伐材の搬出の促進、木質バイオマス燃料機器の導入促進が可能となり、関連産業の活性化、地元の雇用に繋げる。また、森林資源を活用した施設の見学や手づくり体験等による県内外の人との交流することにより、J-VERのPRや地場産業の活性化など、多面的な効果を発揮させる。</p> <p>(内容)</p> <p>① 作業道整備及び間伐材の搬出</p> <p>市有林の持続的管理のため、作業道整備及び間伐材の搬出などを進める。これまで切り捨てられていた間伐材が作業道の整備が推進されることにより間伐材の搬出が可能となり、木質バイオマスの利活用ができる。</p> <p>② 木質バイオマス燃焼機器の導入促進</p> <p>本市では、間伐により「発生する間伐材を利活用するため、平成 21 年度に「大館市バイオマスタウン構想」を策定し、木質バイオマスのエネルギー化として間伐材を活用したペレット燃料化を推進している。平成 20 年度に温泉施設「比内ベニヤマ荘」にチップボイラー1 基、本庁舎にペレットボイラー2 基、ペレットストーブ 5 台、平成 21 年度には公共施設にペレットストーブ 92 台、平成 22 年度には温泉施設「ハチ公荘」にペレットボイラー1 基、有浦保育園にペレットボイラー1 基、平成 23 年度に公共施設にペレットストーブ 13 台、平成 24 年度には東館小学校にペレットボイラーを 1 基導入するなど、木質バイオマスの利活用により CO2 の排出を削減するため、市が率先して木質バイオマス燃焼機器を導入している。ペレットボイラー・ストーブ導入基(台)数、ペレット燃料の使用量とも、秋田県内の自治体では第 1 位である。</p> <p>さらに間伐事業を進めるためには、間伐材を燃料とする木質バイオマス燃料機器の導入促進が必要となる。平成 23 年度には、公共施設だけでなく一般住宅や</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

民間企業へ普及させるため、補助金制度を開始した。

③ 地場産業の活性化と県内外の人との交流推進

本市では大館樹海ドーム(樹齢 60 年生以上の地元産秋田スギを約 25,000 本使用した世界最大級の木造ドーム)、上川沿小学校校舎(玄関には曲げわっぱで作られたシャンデリアが飾られている)、第一中学校武道館などにおいて秋田スギの集成材を多用し、地元木材の利活用を推進し地場産業の活性化を図っている。

また、秋田スギをより身近なものとして県内外の人に知っていただくため、「秋田スギ体験プラン」を企画し、本プロジェクトと連動して進めていく。

【適格性基準との整合性】

条件1:プロジェクト対象地は、森林法第 5 条に規定される地域森林計画対象森林に含まれる。該当する地域森林計画:「米代川地域森林計画」

条件2:①プロジェクト対象地は、森林施業計画内、および森林経営計画内に収まっている。

②クレジット発行対象期間内に本プロジェクト対象地の森林施業計画書、および森林経営計画書において転用及び主伐が計画されていない。また、モニタリング・検証にあたって、伐採届を提出する。

③間伐率は市町村森林整備計画の定めに従い、15～30%で実施する。

④対象森林分は、2008 年度以降に間伐を行う林分を対象としている。

条件3:森林施業計画および森林経営計画は大館市森林整備計画に適合するものとして認定されている。

森林整備計画の長期の方針に基づいて、適切な間伐、主伐後の再造林等を行い、持続的な森林経営を実施する。

森林施業計画 認定者:大館市長 小畑 元

認定番号:大 19-21(変 1-20)(変 2-21)(変 3-22)(変 4-22)(変 5-23)
(変 6-23)(変 7-24)

計画期間:平成 20 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日

森林経営計画 認定者:大館市長 小畑 元

認定番号:大 24-7

計画期間:平成 25 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日

【法令遵守状況】
 森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に該当しており、それぞれの法令を遵守している。

		該当しない	該当する
1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	■第9条森林所有者としての責務 □その他(具体的に:)
2	森林法	<input type="checkbox"/>	■第5条地域森林計画 ■第11条森林施業計画 ■その他(森林法第10条の5市町村森林整備計画)
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	■
4	種の保存法	■	<input type="checkbox"/>
5	鳥獣保護法	■	<input type="checkbox"/>
6	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/>
7	景観法	■	<input type="checkbox"/>
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	■	<input type="checkbox"/>
9	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/>

【採用技術】

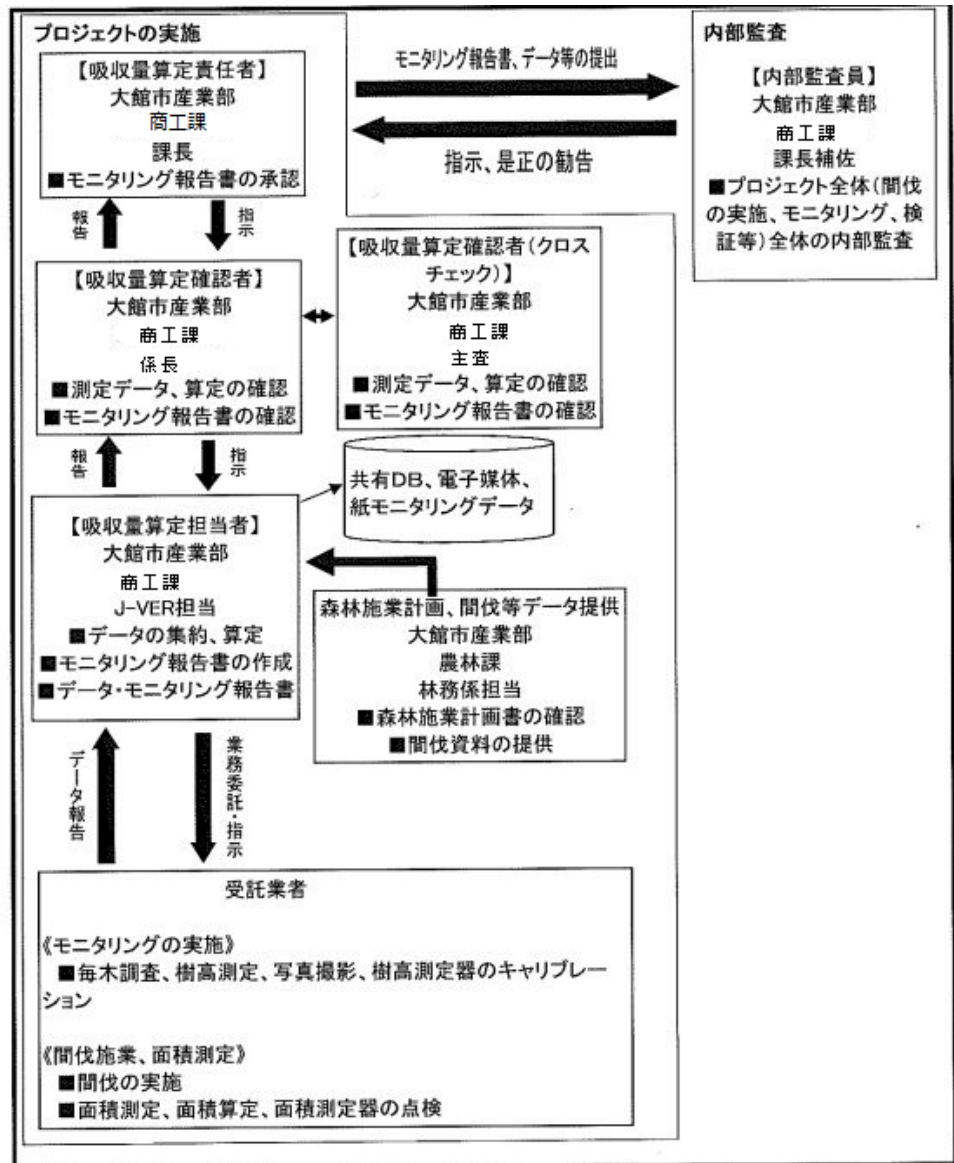
ポケットコンパス	牛方商会	5年	H20年度	面積測量機
TRUPULSE200	LaserTechnology社	5年	H20年度	樹高測定器
輪尺	牛方商会	5年	H17年度	胸高直径測定器
キャリア	コマツ	設定されていない	H13年度	運搬
グラブ	コマツ	〃	H13年度	木寄せ
ハーベスタ	コマツ	〃	H19年度	枝払い、玉切り、集積
チェンソー	個人購入のため不明	不明	不明	伐採
測量システム	東光コンピューターサービス	設定されていない	H15年度	面積算出ソフト

【モニタリング方法】
 プロジェクト対象地における間伐等の森林施業対象及び森林経営対象の面積は実測(森林測量)に基づく方法とし、対象となる森林内で地位を特定するためのモニタリングプロットを設置した。モニタリングプロットは、ガイドラインに従い地形を考慮しながら30ha以下のグループに設定し、樹木の生育状況が平均的な箇所に設置している。

【GHG算定式の方法論への準拠性】
 方法論 No. R001 Ver6.3「森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」に準拠している。

【モニタリング体制】

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)(Ver4.3)に準拠し、モニタリング・算定・報告に必要な体制を構築している。



【QA / QC 体制】

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)(Ver4.3)に準拠し、モニタリング体制の整備と自己確認、内部監査等によるチェック体制により、品質保証と品質管理を確保することとしている。

(1) 森林管理の方法

管理担当者: 大館市産業部農林課農林整備係担当

管理方法: 年数回、プロジェクト対象地に異常がないか確認する。

異常が確認された場合は速やかに大館市産業部商工課 J-VER 担当に報告する。プロジェクト対象地における間伐は、森林施業計画および森林経営計画を遵守し間伐計画に基づき実施する。

<p>(2) 施業効率の改善 対象者: 受託業者 実施内容: 受託業者は、県等の実施する研修会に積極的に参加し、施業効率を改善する。 実施記録の管理: 実施記録の管理責任者は受託業者の現場代理人が行う。</p> <p>(3) 機器点検・管理 実施担当者: 受託業者 実施内容: 樹高測定器・・・樹高測定器を屋内の適切な場所に保管する。モニタリング実施前に、垂直に設置したスタッフの高さを測定し、測定数値がスタッフの数値と等しいか確認する。 面積測定器・・・面積測定器を屋内の適切な場所に保管する。面積測定前に、取扱説明書に基づき水平調整、垂直調整、高低角調整等を実施する。 輪尺・・・輪尺を屋内の適切な場所に保管する。モニタリング実施前に、ねじの緩みがないかの点検、巻尺の目盛と一致するかのキャリブレーションを実施する。 実施記録の管理: 実施記録の管理は受託業者が行う。</p> <p>(4) 教育・訓練 実施担当者: 大館市産業部商工課の J-VER 担当者 教育・訓練担当者: 大館市産業部商工課、農林課及び受託業者の各担当者 実施内容: モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育研修、モニタリング及び純吸収量算定・報告に関する知識等の普及により純吸収量の把握における信頼性確保を目的とし、モニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての研修、説明を実施する。 実施時期: 年に 1 回実施する。</p> <p>(5) 情報の管理 管理担当者: 大館市産業部商工課 J-VER 担当者 実施内容: 検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した全データを電子媒体(エクセル形式)及び紙資料として保存する。 管理期間: 平成 35 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(6) データの確認 実施担当者: 大館市産業部商工課係長 実施内容: 報告データの信頼性高めることを目的とし、収集単位の確認、調査野帳と算定ファイルの突き合せ、使用した係数等の妥当性の確認、林分間の比較、恣意的なデータ・はずれ値の識別等を行う。さらに、大館市産業部商工課主査がクロスチェックを行う。</p>
--

		<p>(7)内部監査 実施担当者:大館市産業部商工課課長補佐</p> <p>内部監査の対象:モニタリング、データ収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセス 実施内容:モニタリング体制、ガイドライン等に従い、当該プロジェクトが適切に実施されているか、効率よく機能しているか定期的に確認する。 また、J-VER 担当者による各担当者の教育訓練の実施(年 1 回)、測定機器の管理、キャリブレーションの実施(モニタリング実施前)などが適正に実施されているか確認する。 課題や問題点があった場合は、速やかに吸収量算定責任者である大館市産業部商工課課長に報告するとともに、再発防止策の検討会を開催し、是正措置を決定する。 実施時期:内部監査はモニタリング報告時に実施する。 (その他特筆すべき事項) なし</p>					
モニタリング結果概要 ²		<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項) なし</p>					
適用モニタリング方法 ガイドライン		<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver4.3.</p>					
適用方法論		方法論番号	R001 ver6.3				
		方法論名称	森林経営活動によるCO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)				
モニタリング結果							
モニタリング期間		<p>モニタリングポイントNo1~35 2012年12月1日~2013年3月31日 モニタリングポイントNo44~48 2012年4月1日~2013年3月31日</p>					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積		249.08ha					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2					1073.62	1073.62
認証依頼削減・吸収量		1073 t-CO2 ³					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>秋田県大館市</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由： _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページURL: <u>http://www.city.odate.akita.jp/</u></p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p>制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。</p>
--	---

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上